

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者向けの融資のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動に支障を来している市内事業者（個人事業主を含む）にご利用いただける、セーフティネット保証などの融資メニューをご紹介します。

セーフティネット保証等の認定申請をされる皆さまへ

注) 金融機関で市融資メニューをご利用になるためには、市が発行する認定書が必要です

■ ご申請は、原則以下の方法でお願いいたします

- ・ **郵送**（事前にオンライン受付が必要）
- ・ **一部金融機関での代理申請**（金融機関の窓口で申請が可能）

■ ただし、以下は従来どおり当センターの融資窓口へお越してください

- ・ セーフティネット保証 5号
- ・ 運用緩和（セーフティネット4号・危機関連保証の内、創業1年1か月未満、店舗拡大等）

申請方法など詳しくは、以下ホームページをご確認ください

福岡市中小企業サポートセンター

検索



TEL問合せ先／福岡市経済観光文化局経営支援課：092-441-2171

【融資】福岡市商工金融資金制度（福岡市内の事業者向け）

3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」

対象者

以下①～③いずれか認定を受けた方

- ①セーフティネット保証4号（売上高▲20%以上）
- ②危機関連保証（売上高▲15%以上）
- ③セーフティネット保証5号（売上高▲5%以上 一部除く ※1）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
6,000万円 (※2)	10年以内 (据置5年以内)	実質無利子 (※3) (3年経過後1.3%)	0.00% (※1)

※1 セーフティネット保証5号認定を受けた方で「個人事業主かつ小規模企業者以外の方」は、売上高▲15%以上が追加要件。要件に満たない場合、融資利率1.3%、保証料率0.425%となります。

※2 令和3年1月22日から、融資限度額を4,000万円から**6,000万円に引き上げ**ました。

※3 実質無利子とは、事業者様から金融機関に一旦支払われた利子分を、後日、市から事業者様に対しキャッシュバック（利子補給）するものです（利子補給は半年に1回の頻度を想定）。

すでに経営安定化特別資金(特例枠)を借りている方

- ・ 令和2年1月29日以降にセーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定を受け、本市「経営安定化特別資金(特例枠)」を借りられた方は本資金への**借換が可能**です。
- ・ 詳しくは取扱金融機関までお問い合わせ下さい。

【融資】福岡市商工金融資金制度のつづき（福岡市内の事業者向け）

経営安定化特別資金（特例枠）

◆セーフティネット保証4号（要件：売上高▲20%以上）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内（うち据置2年以内）	1.3%	0.00%

◆危機関連保証制度（要件：売上高▲15%以上）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内（うち据置2年以内）	1.3%	0.00%

◆セーフティネット保証5号（要件：国が指定する対象業種で売上高▲5%以上）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内（うち据置2年以内）	1.3%	0.40%

※危機関連保証の融資枠は、セーフティネット保証4号・5号とは別枠

申請の方法や、その他の融資メニューなど、ホームページをご覧ください

福岡市中小企業サポートセンター

検索

TEL問合せ先／福岡市経済観光文化局経営支援課：092-441-2171



< 国、福岡県などの融資メニュー >

【融資】福岡県中小企業融資制度（福岡県内の事業者向け）

○福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による支援、緊急経済対策資金

対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方
（1号～8号、危機関連保証）

※詳しくは、福岡県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>

※このほか、北九州市、久留米市についても、中小企業者への融資がありますので、詳細は各自治体へご確認ください。

<お問い合わせ先> 福岡県商工部中小企業振興課 TEL:092-643-3424 平日9時～17時



【融資】日本政策金融公庫

○新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業・中小企業事業）

※詳しくは、(株)日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。 <https://www.jfc.go.jp/>

<お問い合わせ先> 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505 平日9時～17時



【融資】商工組合中央金庫

○危機対応融資

※詳しくは、(株)商工組合中央金庫のホームページをご確認ください。

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

<お問い合わせ先> 商工組合中央金庫相談窓口 電話：0120-542-711 平日・休日9時～17時



【その他 国の支援策】経済産業省

経済産業省が、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。

※詳しくは、経済産業省のホームページをご確認ください。 <https://www.meti.go.jp/covid-19/#00>

